

平成30年11月30日

【会計検査院】

【概要書】

会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告書

「租税特別措置（中小企業等の貸倒引当金の特例）の適用状況及び検証状況について」（平成30年11月）

標記の報告書を衆議院議長に提出いたしました。

連絡先は省略。

租税特別措置(中小企業等の貸倒引当金の特例)の適用状況及び検証状況について

<検査の状況の概要及び所見>

- 1 繰入率特例の適用状況については、内国普通法人における事業区分ごとの貸倒損失発生率を算出したところ、全事業区分において法定繰入率が貸倒損失発生率を大幅に上回っていた。そして、農林水産省の資料を基に繰入率特例による法人税の減収額を推計したところ、537法人で計133億余円となった。また、消費税等の課税事業者で所得がある1,494法人について、消費税等の課税事業者において損失とはならない仮受消費税相当額に係る貸倒引当金繰入額のうち損金の額に算入された額を試算し、これを基に推計した法人税の減収額は計2億余円であった。このように、法定繰入率と貸倒損失発生率との間に大幅なかい離があること、期末一括評価債権額に損失とはならない仮受消費税相当額が含まれていることなどから、繰入率特例における繰入限度額は合理的に測定されるなどしたのものとなっているとはいえないおそれがあると認められる。
- 2 割増特例の適用状況については、e-Taxデータを基に分析した割増適用金融機関277法人における割増適用減税額は計18億余円となっていた。一方、割増適用金融機関の多くについて、自己資本比率が全国の銀行平均値以上となっていたり、利益剰余金の額が金融業・保険業の平均利益剰余金以上となっていたりなどして、その財務基盤は充実していると思料された。このように、財務基盤の強化を図るという割増特例の目的に照らして、割増特例の対象が必要最小限のものとなっているとはいえないおそれがあると認められる。
- 3 検証状況については、繰入率特例は、政策評価の義務付け対象とはなっていないため、関係省庁は事前評価及び事後評価を行っておらず、税制改正要望の際の検証も行っていなかった。一方、割増特例に関しては、関係省庁は政策評価法等に基づく検証及び税制改正要望の際の検証を行っていたが、その内容をみると、割増特例が対象法人の財務基盤の強化に及ぼす効果を直接示すと思料される指標は含まれていなかった。また、関係省庁は税制改正要望の際に、国民の納得できる必要最小限の特別措置となっているかについての検証を行っていなかった。

所見：中小企業等の貸倒引当金の特例について、前記の適用状況や検証状況を踏まえて、関係省庁において、引き続きその検証等の基礎となる適用実績の把握等に努めるなどして、適用実態等からみて国民の納得できる必要最小限のものとなっているかなどの観点により検証を行い、国民に対する説明責任を的確に果たしていくことが望まれる。また、財務省においても、中小企業等の貸倒引当金の特例について今後とも十分に検証していくことが望まれる。